

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、運転手として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、午前〇時に仕事が終わりに、会社から帰宅する途中、午前〇時頃、自宅最寄り駅であるC駅の階段で転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、D病院に受診し、「右上腕骨近位端骨折」と診断された後、同年〇月〇日、E病院に転医し、「右上腕骨頸部骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、治癒後障害が残存するとして、請求人が監督署長に対して障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害の程度が障害等級第10級を超えるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及び医学的意見からみて、右上肢の醜状障害、右肩関節の機能障害及び右上肢の神経症状であると認められる。

(2) 治癒後残存する障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に従って判断することとされており、当審査会としても、認定基準に基づき、上記（1）の各残存障害について検討する。

ア 右上肢の醜状障害については、労働基準監督署職員作成の傷病部位表示図には、右肩に約〇cmの線状痕がある旨記載され、F医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右肩関節前面から上腕骨近位にかけて、〇cmの手術瘢痕を有する。」との意見を述べている。これらの意見等によれば、当該瘢痕は、右肩関節前面から上腕骨近位にかけて残存するもので、上肢の露出面とされる手部を含むひじ関節以下の部位に醜状を残すものではなく、また、その形状も、長さ〇cm程度の線状痕にすぎない。

そうすると、請求人の右上肢に残存する醜状障害は、上腕の露出面以外のほとんど全域に及ぶ醜状を残すものとは認められないから、障害等級には該当しないものと判断する。

イ 右肩関節の機能障害について、請求人は、要旨、「右肩がほとんど動かず、左手の補助としてしか役に立たない。ズボンも途中までしか上げられず、入

浴しても、身体の左半分がまともに洗えない。2ℓ入りのペットボトルを1本持つこともできない。」と述べている。

この点について、G医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「右肩関節の可動域が低下している。」とした上で、「主要運動である外転は、右肩が75度であって、左肩（180度）に比べ、1/2以下に制限されている。」との意見を述べ、F医師も、上記意見書において、要旨、「右肩関節の可動域制限があり、右肩は外転が60度であって、左肩（180度）に比べ、1/2以下に制限されている。」との意見を述べている。

これら請求人の申述や医学的意見からすると、請求人の右肩の可動域は、健側である左肩の1/2以下に制限されていると認められるから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第10級の9）に該当するものと判断する。

ウ 右上肢の神経症状について、請求人は、要旨、「常に手がむくんだ状態で、腕や指に痺れがあり、寝るときに右肩が下になると痛い。」と述べているところ、G医師は、上記診断書において、要旨、「肩に疼痛を認める。」との意見を述べ、F医師も、上記意見書において、要旨、「右肩関節の可動域制限に伴い、疼痛が認められる。」との意見を述べている。

これら請求人の申述や医学的意見からすると、請求人の右肩には運動痛が残存しているものと認められるところ、上記の両医師が、それぞれ、要旨、「骨折部は骨癒合している。」、「骨折は変形なく骨癒合している。」との意見を述べていることからすると、骨折部分は完全に癒合しており、当該疼痛は、上記肩関節の機能障害（障害等級第10級の9）から通常派生し、同障害に随伴する程度のもので判断するのが相当であるから、当該疼痛自体については、障害等級第12級の12又は障害等級14級の9に該当するものと認められるものの、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、上位の等級である肩関節の機能障害の一部として評価すべきものと判断する。

(3) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、障害等級第10級の9に相当するものと認められ、障害等級第10級を超えるものとは認められない。

なお、請求人は、要旨、「平成○年○月○日頃に労働災害により右親指を骨折

し、その残存障害に係る障害等級は第10級であったが、本件災害による肩関節の障害は、親指の骨折と比べて、不自由さが大きいのに、障害等級が同じであることに納得できない。」などと主張している。しかしながら、障害等級の判断に当たっては、負傷の部位やその程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して部位ごとに個別に決定すべきものであって、他の部位に残存する既存障害の程度と比較して、当該障害の程度等を判断すべきものではないから、その主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。